

## 第7章 財政赤字の負担

### unit 26

**Check 1** 保有する資金が預貯金と財布の中身だけだとしよう。今月のフロー（収支）は今月末のストック（残高）から先月末のストックを差し引いて得られる(314頁参照)。したがって、

$$\begin{aligned} \text{今月の貯蓄} &= \text{今月末の預貯金残高} + \text{今月末の財布の中身} \\ &\quad - (\text{先月末の預貯金残高} + \text{先月末の財布の中身}) \end{aligned}$$

である。財布の中身がいつも同じ程度ならば、

$$\text{今月の貯蓄} = \text{今月末の預貯金残高} - \text{先月末の預貯金残高}$$

と考えても差し支えない。

**Check 2** 予算の情報は財務省 (<https://www.mof.go.jp/>) から公表されている。統計情報としては「財政関係諸資料」や「財政統計」が役に立つ。

**Check 3** 318~319頁を参照。

**Check 4** 循環的財政赤字は景気の回復とともにいずれ解消すると考えられるが、構造的財政赤字を削減するためには何らかの政策対応が必要である。

### unit 27

**Check 1** 324~325頁をみよ。

**Check 2** 経済成長率 $\rho$ の水平線が上に動くと、政府債務残高対GDP比の動きを示す矢印の線と交わる位置が左へ移動することを確認してほしい。

**Check 3** プライマリー・バランスが黒字の時には $\beta/b_t$ が負になるので、政府債務残高の増加

率は  $i$  より小さくなる。このとき、(a) のケースでは  $i$  の水平線より下に位置して左下方へ動くため、 $b_t$  は縮小する。

(b) のケースでは、プライマリー・バランスが黒字が十分大きくないと、 $i$  の水平線と  $\rho$  の水平線上の間に位置することになり、右上方へ動いて  $i$  の水平線に到達し、 $b_t$  は発散する。b) のケースでプライマリー・バランスが黒字が十分大きく、 $\rho$  の水平線より下に位置すると、左下方へ動くため  $b_t$  は縮小する。

**Check 4** 332~333 頁をみよ。

## unit 28

**Check 1** 妻が民間、夫が政府であると想定してみよう。夫（政府）が妻（民間）から借金をしても、また返済をしても、家計（国民）全体としては貧しくならない。つまり、この考え方はラーナーの議論に対応している(335 頁参照)。

**Check 2** 第 1 時点で若年期にある家計 A に対して 10 から 20 へ増税すると、政府は 10 の財政黒字となり、公債残高を 10 減らすことができる。この増税分を相殺するように第 2 時点で老年期にある家計 A に対して減税を行う場合、マイナスの課税（補助金）が必要となる。もし、マイナスの課税が可能であるならば、下表のように家計 A の消費行動は変化せず、家計 B もまったく影響を受けない。このとき、政府は第 1 時点で 10 の財政黒字となるため、その分だけ資産（表ではマイナスの公債）を保有することができる。また、第 2 時点においては減税を賄うために財政赤字を必要とするので、資産は取り崩される（公債が発行される）。

マイナスの課税が可能の場合（世代内完結）				
		時点		
		1	2	3
家計 A	所得	110	0	—
	税	20	-10	—
	可処分所得	90	10	—
	消費	50	50	—
	貯蓄	40	-40	—
家計 B	所得	—	110	0
	税	—	10	0
	可処分所得	—	100	0
	消費	—	50	50

	貯蓄	—	5	-50
政府	支出	10	10	10
	税収	20	0	10
	公債	-10	10	0

しかし、マイナスの課税が不可能な場合や、減税の対象が若年期に限定される場合には、下表のように消費行動が変化する。このケースでは、家計 A は増税の負担だけを被り、家計 B は減税の恩恵だけを受ける。

次世代の負担が軽減される場合				
		時点		
		1	2	3
家計 A	所得	110	0	—
	税	20	0	—
	可処分所得	90	0	—
	消費	45	45	—
	貯蓄	45	-45	—
家計 B	所得	—	110	0
	税	—	0	0
	可処分所得	—	110	0
	消費	—	55	55
	貯蓄	—	55	-55
政府	支出	10	10	10
	税収	20	0	10
	公債	-10	10	0

バローの議論のように、遺産が存在する場合には様子が異なる。もし、マイナスの遺産（負債の相続）が可能であるならば、家計 A は倍金をして消費行動を不変に保つことができる。マイナスの遺産（親世代への贈与）を受け取った家計 B の資金は 10 だけ減少することになり、消費行動は中立となる。もちろん、マイナスの遺産相続を実行することが難しいのであれば、下表の状況は成り立たず、上述した「次世代の負担が軽減される場合」が有効となる。

マイナスの遺産が存在する場合				
		時点		
		1	2	3

家計 A	所得	110	0	—
	税	20	0	—
	可処分所得	90	0	—
	消費	50	50	—
	貯蓄	40	-40	—
	遺産	0	-10	—
家計 B	相続	—	-10	0
	所得	—	110	0
	税	—	0	0
	可処分所得	—	100	0
	消費	—	50	50
	貯蓄	—	50	-50
政府	支出	10	10	10
	税収	20	0	10
	公債	-10	10	0

**Check 3** 341 頁の最後の段落「この点については……」で始まる箇所を参照。

**Check 4** 家計 A は、所得を若年期にすべての所得を稼ぐのではなく、若年期と老年期に半分ずつ稼ぐものとしよう。依然として若年期のみに課税がなされるとすると、下表のように第 1 時点における家計 A の可処分所得は 45 となる。ここで家計 A は流動性制約下にあり、借り入れができないとすると消費は 45 となってしまふ。第 2 時点では課税されないので、可処分所得ならびに消費は 55 となる。

流動性制約に直面している場合				
		時点		
		1	2	3
家計 A	所得	55	55	—
	税	10	0	—
	可処分所得	45	55	—
	消費	45	55	—
	貯蓄	0	0	—
家計 B	所得	—	110	0
	税	—	10	0
	可処分所得	—	100	0

	消費	—	50	50
	貯蓄	—	50	-50
政府	支出	10	10	10
	税収	10	10	10
	公債	0	0	0

いま、第1時点において公債発行によって減税を行い、第2時点において家計Aに同額の課税をおこなうものとしよう（世代内完結）。このとき、第1時点における家計Aの可処分所得は55であるが、第2時点における可処分所得が増税に伴って45となることが予想されるので、第1時点の消費は50、残る5は貯蓄される。第2時点においては貯蓄を5だけ取り崩し、可処分所得45とあわせて50の消費が可能となる。つまり、流動性制約に直面している場合には、家計Aは借り入れができないために可処分所得の枠内で消費を抑えているが、公債発行による減税であたかも借り入れを行ったように流動性制約が緩和されるため、消費行動は中立命題の成立している状況に戻るのである。

公債発行によって流動性制約が緩和される場合				
		時点		
		1	2	3
家計A	所得	55	55	—
	税	0	10	—
	可処分所得	55	45	—
	消費	50	50	—
	貯蓄	5	-5	—
家計B	所得	—	110	0
	税	—	10	0
	可処分所得	—	100	0
	消費	—	50	50
	貯蓄	—	50	-50
政府	支出	10	10	10
	税収	0	20	10
	公債	10	-10	0